(f)　当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の租税に関する法令において、所得の全部若しくは一部に対する租税が免除されるもの又はある種の所得に対してのみ租税が課されるものに限る。）

(g)　個人以外の者（(a)から(f)までの規定のいずれかにより適格者とされるいずれかの締約国の居住者が、議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3　一方の締約国の居住者は、同等受益者である者が当該居住者の議決権その他の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合には、第十条3、第十一条3又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

4　2(g)及び3の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当の場合には、当該配当の支払を受ける者が特定される日）に先立つ十二箇月の期間を通じてこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、これらの要件を満たすものとする。

5　(a)　一方の締約国の居住者は、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一条3又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの（銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。）である場合は、この限りでない。

(ii)　当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(b)　一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する要件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　(a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者と他方の者とは、当該一方の者が当該他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上（法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上）を直接若しくは間接に所有する場合には、関連するものとする。いかなる場合にも、一方の者と他方の者とは、全ての事実及び状況に基づいて、当該一方の者が当該他方の者を支配している場合又は両者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、関連するものとする。

6　(a)　一方の締約国の居住者は、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一条3又は第十二条1にそれぞれ定める所得に関し、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす場合には、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)　当該居住者が多国籍企業集団の本拠である法人として機能すること。

(ii)　当該所得が(b)(ii)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。

(b)　一方の締約国の居住者は、次の(i)から(vi)までに規定する要件を満たす場合に限り、(a)の規定の適用上多国籍企業集団の本拠である法人とする。

(i)　当該居住者が、当該多国籍企業集団の全体の監督及び運営の実質的な部分を行うこと又は当該多国籍企業集団の資金供給を行うこと。

(ii)　当該多国籍企業集団が、五以上の国の居住者である法人により構成され、それらの法人が五以上の国の国内において事業を行うこと。ただし、当該五以上の国のうちいずれかの五の国の国内において行われる事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五パーセント以上を生み出す場合に限る。

(iii)　当該一方の締約国以外の一の国の国内において行われる事業が、いずれも当該多国籍企業集団の総所得の五十パーセント未満しか生み出さないこと。

(iv)　当該居住者の総所得のうち、他方の締約国内において取得するものの占める割合が五十パーセント以下であること。

(v)　(i)に規定する機能を果たすために、当該居住者が独立した裁量的な権限を有し、かつ、行使すること。

(vi)　当該居住者が、当該一方の締約国において、所得に対する課税上の規則であって5に規定する者が従うものと同様のものに従うこと。

(c)　(b)の規定の適用上、一方の締約国の居住者は、その所得を取得する課税期間の直前の三課税期間における(b)(ii)から(iv)までに規定するそれぞれの総所得の平均がこれらの規定に規定する総所得に関する要件のそれぞれを満たす場合には、当該所得を取得する課税期間について当該要件を満たすものとみなす。

7　一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5又は6の規定に基づき第十条3、第十一条3又は第十二条1の規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとしたものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

8　(a)　この条の規定の適用上、

「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(b)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

(ii)　金融商品市場に関する並びに指令二〇〇二・九二・EC及び指令二〇一一・六一・EUを改正する二千十四年五月十五日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇一四・六五・EU（改正を含む。）又は同指令を承継する指令に従って規制される市場

(iii)　香港取引所、ナスダック市場、ニューヨーク証券取引所、シンガポール取引所、スイス取引所及び台湾証券取引所

(iv)　この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(c)　「同等受益者」とは、一方の締約国に対してこの条約の特典が申請される所得について、当該一方の締約国の法令、この条約又は他の国際的な枠組みに基づき、当該一方の締約国により認められる特典（この条約に基づき当該所得について認められる特典と同等であるものに限る。）を受ける権利を有する者をいう。

(d)　「総所得」とは、企業がその事業から取得する総収入の額から当該収入を得るために直接に要した費用の額を差し引いた残額をいう。